

# 重要事項説明書

(訪問看護)

利用者： \_\_\_\_\_ 様

事業者： 訪問看護ステーション Lien

## 1 当事業所の概要

### (1) 事業所の概要

事業所名	訪問看護ステーション Lien
所在地	埼玉県熊谷市円光 1-1-33 いずみマンション 403
連絡先	TEL048-594-6399 FAX048-594-6788
管理者名	蓮 愛
サービス種類	訪問看護
介護保険指定番号	1163190386号
サービス提供地域	熊谷市・深谷市・寄居町

※サービス提供地域について、提供地域以外の方はご相談ください。

### (2) 営業時間

平日	8:30 ~ 17:00
定休日	土・日・祝日・年末年始(12/29~1/3)

### (3) 職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	看護師	1名	名	1名
看護師	正看護師・准看護師	2名	名	2名
理学療法士		名	名	名

## 2 当事業所の連絡窓口（相談・苦情・キャンセル連絡など）

TEL :

担当者: 蓮 愛

受付時間: 8:30~17:00

※ご不明な点はお尋ねください。ご相談については各市区町村でも受付けております。

## 3 事業の目的・運営方針

### (1) 目的

要介護状態と認定されたご利用者様に対し、訪問看護のサービスを提供し、居宅においてご利用者様がより自立した日常生活を営むことができるように、支援することを目的にサービスを提供します。

### (2) 運営方針

ご利用者様の心身状態に応じた適切な訪問看護のサービスを、24時間体制で提供します。訪問看護のサービス実施にあたり、サービス従事者の確保・教育・指導に努め、ご利用者様個々の主体性を尊重して、地域の保健医療・福祉など関係機関との連携により、総合的な訪問看護のサービス提供に努めます。

## 4 利用料金

### (1) 利用料金

サービス所要時間	基本単位	基本料金	夜間・早朝料金 +25%	深夜料金 +50%
20分未満	314単位	3205円	+801円	+1602円
30分未満	471単位	4808円	+1202円	+1202円
30分以上1時間未満	823単位	8402円	+2100円	+4200円
1時間以上1時間30分未満	1128単位	11516円	+2879円	+5758円
理学療法士による訪問	294単位	3001円		

※介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用については、全額自己負担となります

○サービスの加算料金

加算項目		単位	基本料金
初回加算		300単位	3063円
特別管理加算(Ⅰ)(1月につき)		500単位	5105円
特別管理加算(Ⅱ)(1月につき)		250単位	2552円
緊急時訪問看護加算(1月につき) 24時間の訪問看護対応体制		574単位	5860円
ターミナルケア加算(死亡月)		2000単位	20420円
口腔連携強化加算(1月につき)		50単位	510円
複数名訪問加算	所要時間30分未満の場合	254単位	2593円
	所要時間30分以上の場合	402単位	4104円
長時間訪問看護加算 (通算1時間30分以上の訪問)		300単位	3063円
退院時共同指導加算		600単位	6126円
看護・介護職員連携強化加算		250単位	2552円

※長時間訪問看護加算は、指定訪問看護に関して、特別な管理が必要な利用者に対し、所要時間が1時間以上1時間30分未満の指定訪問看護を行った後、引き続き指定訪問看護を行った場合であり、当該指定訪問看護の所要時間を通算したときに1時間30分以上になる場合、1回につき300単位を所定単位数に加算する。

<1ヶ月の利用料の目安>

(○○単位×【サービス利用回数】×【1単位当たりの単価】×0.1) + 【加算単位】×【1単位当たりの単価】×0.1 + 【保険外費用】 = 利用料金合計

(2) 介護保険給付対象外サービス

介護保険給付対象外のサービス利用料金は、全額ご利用者様の負担になります。

複写物	1枚につき	100円
死後の処置	1回	15000円

(3) 交通費

原則、指定訪問看護等に要した交通費は徴収しません。

(4) キャンセル料金

① ご利用日の前営業日の17時までにご連絡いただいた場合	無料
② ご利用日の前営業日の17時までにご連絡がなかった場合	当該基本料金の50%

ご利用者様のご都合でサービスを中止する場合は、上記のキャンセル料金を頂きます。

キャンセルをされる場合は、至急事業所までご連絡ください。

(5) 利用料金などのお支払方法

毎月月末締めとし、毎月26日(金融機関の休業日の場合は翌営業日)に自動振替となります。

10までにご請求しますので、ご前営業日までに口座へご入金をお願いいたします。

## 5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

訪問看護計画作成と同時に契約を結んだ後、サービス提供を開始いたします。なお、居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

まずはお電話などでお申し込みください。当社職員がお伺いしてご説明いたします。

(2) サービスの終了

① ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに、文書でお申し出ください。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、当事業所からのサービス提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了日の1ヶ月までに、文書で通知いたします。

③ 自動終了（以下に該当する場合は、通知が無い場合でも自動的にサービスが終了します）

- ・ご利用様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたご利用様の要介護認定区分が、非該当〔自立〕と認定された場合  
※非該当〔自立〕と認定された場合は、条件を変更して再度契約することができます。
- ・ご利用様が亡くなられた場合

④ 契約解除

- ・当事業所が、正当な理由なくサービスを提供しない場合・守秘義務に反した場合・ご利用様やご家族様などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合や、当事業所が破産した場合は、文書で通知することで、ご利用様は即座に契約を解約することができます。
- ・ご利用様が、サービス利用料金の支払いを1ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず20日以内に支払われない場合や、当事業所や当事業所のサービス従事者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することで、当事業所におけるサービス提供を即座に終了させていただく場合があります。

⑤ その他

- ・ご利用様が、病気・怪我などで健康上に問題がある場合や、サービス当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合は、サービスの変更または中止する場合があります。
- ・訪問看護のサービスご利用中に体調が悪くなった場合は、サービスを中止する場合があります。その場合は、ご家族様または緊急連絡先に連絡するとともに、必要な措置を適切に行います。
- ・ご利用様に、他のご利用者の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合は、速やかに事業所に申告してください。治癒するまで、サービスのご利用はお断りする場合があります。

## 6 苦情・相談窓口

熊谷市役所 長寿いきがい課	TEL 048-524-1111
大里広域市町村圏組合介護保険課	TEL 048-501-1330
埼玉県国民健康保険団体連合会	TEL 048-824-2568

## 7 緊急時の対応方法

当事業所におけるサービスの提供中に、ご利用様に容体の変化などがあった場合は、事前の打ち合わせによる、主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業者など、関係各位へ連絡します。

主治医	病院名	
	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	(続柄： )
	連絡先	
緊急連絡先	氏名	(続柄： )
	連絡先	
主治医・ご家族などへの 連絡基準		

**【会社の概要】**

社名 合同会社 Aile  
資本金 1,000,000 円  
社員数 1 名  
設立 令和6年 3月 15日  
所在地 埼玉県熊谷市円光 1-1-33  
代表者 蓮 愛

**【事業内容】**

訪問看護

**【事業者】**

住 所： 埼玉県熊谷市円光 1-1-33  
社 名： 合同会社 Aile  
代 表 者： 蓮 愛

印

**【事業所】**

住 所： 埼玉県熊谷市円光 1-1-33 いずみマンション 403  
事業所名：訪問看護ステーション Lien  
(指定番号 1163190396)

担当者\_\_\_\_\_より、重要事項説明書の内容について説明を受け、了承しました。

年 月 日

**【ご利用者】** 住 所\_\_\_\_\_

氏 名\_\_\_\_\_ 印

**【代理人】** 住 所\_\_\_\_\_

氏 名\_\_\_\_\_ 印 (続柄 \_\_\_\_\_ )

署名代行理由：